

決議案第 2 号

議案第46号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する
条例の一部を改正する条例に対する付帯決議

会議規則第13条の規定により別紙のとおり決議案を提出する。

平成28年6月28日

提出者 東久留米市議会議員

富田 竜馬 (印)

賛成者 ”

野島 武夫 (印)

”

阿部 利恵子 (印)

東久留米市議会議長 細谷 祥子 殿

議案第46号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の
一部を改正する条例に対する付帯決議

議案第46号 東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について、ごみ減量や資源化の一層の推進及び市民への説明責任を果たすために、以下の通り求めるものである。

- 1 毎年行われる点検・評価作業及びその結果については、広く市民に公表すること。
- 2 おおむね5年ごとに実施する制度の見直しの検討に当たって、一定の排出削減効果が見られた際は、市民負担の軽減を最大限考慮すること。
- 3 家庭廃棄物（指定収集袋により排出するもの）の廃棄物処理手数料について、ごみの減量化・資源化等に資する清掃関連事業や環境保全事業などを目的とした基金創設の検討を含め、その使途の透明化を図ること。

以上、決議する。

平成28年6月28日

東久留米市議会